

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 の一部を改正する法律案について

I 酒類の特殊性とその取引の現状について

酒類は、国の重要な財政物資であり、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図る必要がある。また、酒類は、アルコール飲料として致酔性・依存性を有し社会的に配慮を要するものである。酒類の取引の現状については、以下のとおり。

- ① 公正取引委員会による不当廉売に係る注意件数（平成 26 年度：982 件）のうち、酒類に係るものは 635 件（約 65%）と多い。また、平成 18 年の「酒類に関する公正な取引のための指針」制定後も、酒類の不当廉売に係る注意件数は依然として増加している。
- ② 酒類販売場等における独禁法違反と思料される取引等に関し、国税庁が公正取引委員会に対して行った一般的な報告件数は、平成 26 事務年度においてわずか 16 件であった。他方、公正取引委員会から国税庁に対する報告は、そもそも制度がないことから行われていない。
- ③ 平成 26 年 6 月にアルコール健康障害対策基本法が施行（酒類の製造又は販売を行う事業者は、アルコール健康障害の発生等の防止に配慮するよう努める責務を有する。）
- ④ 現在、酒類販売管理研修は、法令上、努力義務にとどまっており、更に、定期的な研修受講は任意である（初回の受講率は約 9 割、再受講率は約 3 割）（酒類販売管理者に係る酒類の販売業務に関する法令の知識を最新のものに更新する必要）。

II 法改正の概要及びその効果

一 不当廉売の撲滅等

1 酒類に関する「公正な取引の基準」の法制化

- ① 「公正な取引の基準」についての国税審議会への諮問及び公正取引委員会との協議
- ② 財務大臣による「公正な取引の基準」の制定（財務大臣は、酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類製造業者等」という。）の適切な経営努力を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意）、告示
- ③ 基準を遵守しない酒類製造業者等に対する指示
- ④ 指示に従わない酒類製造業者等の公表
- ⑤ 酒類製造業者等が③の指示に従わなかった場合において酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害されるとき等における当該酒類製造業者等に対する命令
- ⑥ ⑤の命令に違反した場合の酒類の製造免許等の取消し、罰則（50 万円以下の罰金）
※ 製造免許等を取り消された日から 3 年を経過した者については、免許の再申請を可とする。
- ⑦ おおむね 5 年ごとに基準について再検討、必要があると認めるときは改正

⇒ 過度な価格競争の防止等

2 質問検査権の拡充

財務大臣の質問検査権の対象に、酒類業組合等又は酒類製造業者等の関係事業者（仕入れ先、取引先、持株会社等）を追加

⇒ 「公正な取引の基準」の実効性の確保

3 財務大臣と公正取引委員会の連携強化

酒類製造業者等の酒類の取引に関し、公正取引委員会と財務大臣との間において双方向の報告制度を設ける。

⇒ 報告制度の法的な根拠の付与による酒類の取引に関する両機関の権限の効果的な行使

二 未成年者の飲酒防止及びアルコール健康障害の防止等

1 酒類販売管理研修の義務化等

- (1) 酒類小売業者に対し、その選任する酒類販売管理者に関して、以下の事項を義務化する。
 - ① 酒類販売管理研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任すること。
 - ② 財務省令で定める期間ごと（3年）に酒類販売管理研修を受講させること。
- (2) 酒類販売管理研修の再受講義務違反に対する勧告、命令及び罰則
 - ① (1)の②を遵守しない酒類小売業者に対する勧告
 - ② ①の勧告に従わない酒類小売業者に対する命令
 - ③ ②の命令に違反した場合の罰則（50万円以下の罰金）
- (3) 酒類販売管理者の氏名、研修の受講事績等を記載した標識の販売場ごとの掲示の義務化

⇒ 未成年者の飲酒防止など酒類の適正な販売管理の確保及びアルコール健康障害の防止に伴うその対策費用の削減

⇒ 街の酒屋にとっては負担となるが、消費者の利益となる（酒類販売管理者に最新の酒類の販売業務に関する法令（酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、未成年者飲酒禁止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、アルコール健康障害対策基本法等）の知識を習得してもらい、未成年者の飲酒防止等を図ることや、標識の掲示を義務付けて酒類小売業者がきちんと法令を遵守していることを消費者に明示することは、消費者保護に資する）。

三 その他

1 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行